

兒童手當・特例給付認定請求書

殿誠大屋長松上

様式第2号（第1条の4関係）

注意

- 1 ①の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 ⑥の欄は、請求者が個人である場合は住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 ⑦の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は法人番号を記入してください。
- 4 ②、③、④、⑤、⑥及び⑩の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 5 ⑨、⑩、⑪及び⑫の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくする）または生計を維持することができます。以下同様です。）している場合に記入してください。
- 6 ⑬の欄は、海外に留学している場合は、⑬の「海外留学をしています」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 7 児童が未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含みます。
- 8 ⑬の「生計開設」の欄には、次によつて記入してください。
- 9 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
- 10 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 11 「維持」は、請求者の請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
- 12 「加入している公的年金制度について、「ア」から「カ」までいづれか該当するものを○で囲んでください。「カ」を○で囲んだ場合は、（ ）内にその年金の名称を記入してください。
- 13 「ア」を○で囲んだ場合は、第四種被保険者又は高齢任用加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 14 「ア」を○で囲んだ場合は、「第4種」又は「高任」と記入してください。
- 15 「ア」を○で囲んだ場合は、「なし」と記入してください。
- 16 ⑪の欄は、請求者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。以下同様です。）の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、短期譲渡所得金額及び先物取引に係る雑所得等の金額を記入してください。
- 17 ⑯の欄は、市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を、また〔 〕内には、このうち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を記入してください。
- 18 なお、請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合は、その数を記入してください。
- 19 なお、市町村民税又は特別区民税で控除金控除、障害者控除、寡婦（寡夫）控除又は勤労学生控除を受けた場合は、それぞれの額を更に控除した額を記入して下さい。
- 20 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。
- 21 ⑰の欄は、請求者が他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有する場合は、その児童の属する世帯の全員の住民票の写しを記入してください。
- 22 ⑱の欄は、請求者が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続きた3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外國に居住していることを明らかにすることができる書類
- 23 ⑲の欄は、請求者が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有する書類
- 24 ⑳の欄は、請求者が自身の子であり、請求者がその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
- 25 ㉑の欄は、請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- 26 ㉒の欄は、請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- 27 ㉓の欄は、請求者が配偶者である場合は、当該事実を除外する。
- 28 ㉔の欄は、請求者が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日以後に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者の前年の所得額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
- 29 ㉕の欄は、「10」の後段に該当する児童がある場合は、その事実を明らかにすることができる書類
- 30 ㉖の欄は、請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。